

○ 愛知県都市職員共済組合保養所運営委員会設置規程

(昭和 52 年 3 月 1 日)
(昭和 52 年 規 程 第 4 号)

改正 平成 6 年 7 月 1 日 規程 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、愛知県都市職員共済組合保養所の設置等に関する規則（平成 6 年愛知県都市職員共済組合規則第 3 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、愛知県都市職員共済組合保養所運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平6規程5・全部改正)

(審議事項)

第 2 条 委員会は次の事項について審議する。

- (1) 愛知県都市職員共済組合（以下「組合」という。）が設置した保養所（以下「保養所」という。）の利用料金に関する事項
- (2) 保養所の管理運営に関する事項
- (3) その他理事長が必要と認める事項

2 委員は、前項の審議の結果について、組合会及び理事会において意見を述べることができる。

(平6規程5・一部改正)

(構成)

第 3 条 委員会は、委員 6 名をもって構成する。

- 2 委員は、任命及び互選議員の内から各 3 名（理事である議員を少なくとも各 1 名を含むものとする。）を議員の互選により選出し、理事長が任命するものとする。
- 3 理事長は、必要があると認めたときは、第 1 項の規定にかかわらず、学識経験者を委員に委嘱することができる。
- 4 委員は、公務その他やむを得ない理由で委員会を欠席するときは、あらかじめ委員の指名した者を代理人として出席させることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、組合会の議員の任期による。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 名置き、委員の互選によるものとする。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

愛知県都市職員共済組合保養所運営委員会設置規程

2 委員長は、議事及び結果について理事長に報告するものとする。

(平6規程5・一部改正)

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、組合の事務局が行う。

(平6規程5・一部改正)

(費用)

第8条 委員会の開催に要する費用は、組合が負担する。

(細則)

第9条 この規程の施行について、必要な事項は理事長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

2 愛知県都市職員共済組合職員会館等建設専門委員会設置要綱は廃止する。

3 愛知県都市職員共済組合職員会館等建設専門委員会設置要綱により任命された委員は、この規程の施行日に第3条の規定による委員に任命されたものとみなす。

附 則 (平成6年7月1日規程第5号)

この規程は、平成6年7月1日から施行する。